平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの日	一・〇四
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの日	一・〇三
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの日	一・〇三
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの日	一・〇二
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの日	一・〇三
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの日	一・〇四
	一・〇四
	一・〇三
	一・〇三
	一・〇四
	一・〇四
	一・〇三
	一・〇三
	一・〇五
	一・〇五
	一・〇六
	一・〇五
	一・〇五
	一・〇四
	一・〇四
	一・〇三

とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。）による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

府令

○内閣府令第六十七号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十一条第一号ニの規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年七月二十六日　内閣総理大臣　岸田　文雄

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（自動車の通行を往復の方向別に分離する工作物） **第五条の六の三**　令第十一条第一号ニの内閣府令で定める工作物は、柵、駒止め、棒状の工作物その他の工作物で、自動車が当該工作物が設置された道路の部分から右の部分にはみ出して通行することのないように設置されているものとする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十八号）の施行の日（令和八年九月一日）から施行する。